

日本の国籍制度とその問題点

－日本における外国人・移民政策の視点から－

佐々木 てる(Sasaki Teru)*

目 次

I. はじめに	VI. 日本の国籍制度の問題点
II. 日本の国籍制度	1. 血統主義
III. 日本の外国人・移民政策	2. 帰化制度と地方選挙権
IV. 日本における外国人とは誰か	3. 無国籍と重国籍
V. 外国人・移民政策の二つの議論	VII. 文化ナショナリズムと経済ナショナリズム
	VIII. まとめ

I. はじめに

現在日本には多くの在日コリアンが生活している。彼らは1900年初頭に日本に移住し、戦後も日本にとどまり続けた人々と、その子孫である。今、彼らの多くは国籍を韓国(朝鮮)のままにしておくか、日本に帰化するかの選択を迫られている。なぜならアイデンティティや民族的な誇りは、朝鮮半島出身のものであり、同時に日本社会の生活者でもあるからである。これに対し、近年ではコリア系日本人、すなわち国籍は日本であり、出自は朝鮮半島出身者として生きてゆこうという人々も存在している。彼らは時として、民族名のまま日本国籍を取得している。

報告者は10年以上、民族と国籍、ネーション、ナショナリズムの関係について研究を続けてきた。具体的には在日コリアンの人々、コリア系日本人の人々を対象に研究を行ってきたといえる。今回の報告ではそれらの経緯を踏まえた上で、在日コリアンを通じてみた日本の国籍制度と

* 早稲田大学 文化社会研究所 客員研究員

その問題点、そしてこれからの方向性について述べてゆく。

Ⅱ．日本の国籍制度

まず日本の国籍制度であるが、法律上「日本人」とは日本国籍を持っている人のことをさす。そして日本国籍を取得するには、二つの方法がある。一つが出生による国籍取得であり、もう一つが後天的に国籍を取得する方法、すなわち帰化というものである。

出生による国籍取得は、中国や韓国と同様に血統主義を採用している。ただし日本の場合は、1985年から父系優先血統主義から両系血統主義にかわった。前者は父親が日本人であれば、子供は日本人になれるというものであり、後者は両親どちらか一方が、日本人であれば、子供は日本人になれるというものである(表1・国籍法)。変更した理由は、第一に父系優先血統主義が男女差別にあたるという意見があった。また当時、沖縄でアメリカ人男性と日本人女性との間に生まれた子供の問題があった。特に沖縄はアメリカ兵が多く、彼らと日本人女性の間に生まれた子供は、米国籍になるのである。ところが、兵役を終えて本国に帰ってしまったアメリカ人兵に残された日本人母と子供の問題が生じていた。つまり、父はアメリカ人と思われるので、日本政府は子どもはアメリカ人だと言う。しかし米国政府は父親の証明ができないため、子どもの国籍を米国籍だと認めることができない。このため子どもは無国籍になるのである。この問題は母親の国籍を、子どもが引き継ぐことができれば解決できる問題であった。

さて日本の国籍制度は1985年に改正されたが、現在はまた別の問題に直面している。というのは、少子高齢化、人口減少社会を迎え、日本の本格的に外国籍の人々を受け入れようという議論が登場しているからで

ある。その問題は実は日本という国が、「誰をこれからの国民にするのか」という問題とかがわっている。

表1 国籍法

第一条	日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。
第二条	子は、次の場合には、日本国民とする。 一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。 二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。 三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき
第四条	日本国民でない者(以下「外国人」という。)は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる。 2 帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。
第五条	法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。 一 引き続き五年以上日本に住所を有すること。 二 二十歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。 三 素行が善良であること。四 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。 五 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。

Ⅲ. 日本の外国人・移民政策

まず現在日本には移民政策はないといえる。つまり外国人を移民としては認めていないのである。ここで言う移民とは、将来日本の国民になる存在という意味です。日本は太平洋戦争後、一国民族主義(単一民族主義)をとってきた。それは侵略戦争反省でもあった。つまり他国へは侵略せず、自分達の国を作っていこうという思いの現れであった。しかし同時に、日本は海外に多くの移民を出したこと(特にブラジル、やペルー)、中国に満州国をつくり、多くの農村の日本人を送ってきたこと、そして朝鮮半島に多くの日本人を送り出してきただけでなく、忘れてしまった。さらに日本には多くの朝鮮半島出身者、すなわち在日コリアンがやってきたことも忘却してきた。日本政府にとって在日コリアンの多くは、いつか帰るやっかいな存在だったといえる。

日本は、単一民族主義を戦後つらぬいてきた。しかし1980年代に国際化を迎えるとともに、海外から多くの人が来日した。特に1985年のプラザ合意以降、円高を迎え、外国人労働者が来日するようになる。例えば、一時期多くのイラン人が職を求め来日した。また、政策として日系ブラジル人を呼び寄せることとなった。最近では中国人が経済的な側面からも、日常生活上からも注目を集めている。さらに今後は介護労働の分野で高度人材という名の「外国人」を導入することになり、インドネシアやフィリピンから人を呼んでいる。

そして現在まで、日本では「外国人(労働者)」をどのように受け入れるかを考えている。ただし、日本政府の考える「外国人」とは、あくまでも一時的な滞在者であり、将来的な国民として外国人を受け入れるものではなかった。

2000年代に入り、日本も人口減少社会を迎えました。そのため、労働力人口がこれから減ってゆくという問題をかかえ、どのように外国人を

受け入れていくのかが問題になってきた。そのため、ようやく近年になって外国人を移民として受け入れる議論も登場している。つまりこのまま「外国人」を今後の国民として受け入れてゆくのかどうか議論になりつつある。

IV. 日本における外国人とは誰か

では日本における外国人とは現在誰のことか(表2)。現在日本に最も多くいるのは中国人、次に韓国人となっている。この韓国人とは多くの場合、特別永住者、すなわち在日コリアンをさす。また多いのがブラジル人だが、彼らの中心は日系ブラジル人である。彼らの多くは第二次大戦前にブラジルに移民した日本人の子孫である。彼らは文化的にはブラジルで、血統は日本人です。

次に帰化をしているのは、毎年一万人近くの在日コリアンの人々、そして五千人の中国人である。特に最近は中国人の人々が多く、日本の大学院を修了した、研究者も多く含まれている(表3)。

このように統計上は、日本の外国人は中国人が増えていること、そして在日コリアンは日本国籍を取得する傾向が強くなっている。そのため統計上、韓国(朝鮮)は減少している。

表2 出身国別外国人登録者数

国籍(出身地)		總 数
總 数		2,217,426
ア ジ ア		1,670,150
	バングラデシュ	11,414
	中国	655,377
	インド	22,335
	インドネシア	27,250
	韓国・朝鮮	589,239
	ネパール	12,286
	フィリピン	210,617
	タイ	42,609
	ベトナム	41,136
ヨーロッパ		61,875
	英国	17,011
アフリカ		12,039
北米		67,729
	カナダ	11,016
	米国	52,683
南米		389,399
	ブラジル	312,582
	ペルー	59,723
オセアニア		14,709
	オーストラリア	10,708
無国籍		1,525

出典：政府統計の総合窓口 登録外国人統計 国籍(出身地)別在留資格(在留目的)別外国人登録者(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001057947> 2009/11/27)

表3 近年の日本国籍取得者数

年	申請者数	帰化許可者数				不許可者数
		合計	韓国	中国	その他	
1999	17,067	16,120	10,059	5,335	726	202
2000	14,936	15,812	9,842	5,245	725	215
2001	13,442	15,291	10,295	4,377	619	130
2002	13,344	14,339	9,188	4,442	709	107
2003	15,666	17,633	11,778	4,722	1,133	150
2004	16,790	16,336	11,031	4,122	1,183	148
2005	14,666	15,251	9,689	4,427	1,135	166
2006	15,340	14,108	8,531	4,347	1,230	255
2007	16,107	14,680	8,546	4,740	1,394	260
2008	15,440	13,218	7,412	4,322	1,484	269

(法務省、民事局のホームページ http://www.moj.go.jp/TOUKEI/t_minj03.html.2009.11.27)

V. 外国人・移民政策の二つの議論

日本の外国人政策をまとめると、次のように言える。まず1980年代までは外国人＝在日コリアンであり、外国人政策とは在日コリアンの権利問題であった。次に1980年代後半からは、外国人政策とは「外国人労働者対策」のことを意味するようになる。そこで外国人とは、中国人やブラジル人、フィリピン人、イラン人など働きに来た人々をさしている。そして彼らをどのようにあつかうのか、彼らの権利はどこまで保証されるのか問題になっていた。こうしたニューカマーの存在により、これまでのオールドカマーは「永住市民」としての地位が確立していった。すなわち現在日本は、「日本国民—永住市民(在日コリアンが中心)—外国人」の構成になっている。

さて通常、外国人もしくは移民を受け入れる時に、先進国では二つの

モデルがある。ひとつは参政権モデルであり、もう一つは帰化モデルである。これは北欧の研究者である、T.Hammarが述べたモデルである。彼は「永住市民」をデニズンdenizenと呼び、彼らの権利問題を考察している¹⁾。つまり、参政権モデルとは外国人の身分のまま受け入れて、できる限りの権利を付与するものである。そこでは参政権も与えるが、国民になるのは難しい。これに対し帰化モデルは、積極的に国民になってもらうモデルである。つまり一時滞在から、永住者へ、そして国民への道がはっきりしている。そこでは逆に、外国人としての権利は制限されるので、参政権は与えられない。そのかわり、積極的に国民になってもらうような政策をとる。

現在の日本は、まだどちらのモデルも採用しておらず、外国人への参政権(地方選挙権)も、国籍取得も難しい状態である。つまりまだどちらのモデルで政策を行うのか、明確な方向性が提示できていないのである。

VI. 日本の国籍制度の問題点

1. 血統主義

日本は先に述べたように国籍取得に関しては血統主義を採用している。ただし世界的には一部生地主義を導入している国が多い。例えば、フランスでは旧植民地の問題もあり、生地主義を導入している。また近年ではドイツでは一部生地主義を導入した。これは移民の二世、三世(得

1) T. Hammar, *Democracy and the Nation State* (Avebury, 1990). (= 近藤敦訳, 永住市民と国民国家(明石書店, 1999))

にトルコ人)への国籍付与の問題があったからだ。日本の場合、日本で生まれ、日本で育っても、親が外国籍者(外国人)であれば、子供はずっと外国人のままである。その場合、もし何かあった場合には生活したことのない国、すなわち本国(国籍国)へ送還される可能性がある。そもそも日本の血統主義は、明治時代に日本が国民国家を創る時に、ヨーロッパから学んで採用した制度である。その背景には天皇を中心とする家族的な国家をつくることにあった。

第二次大戦後の日本は、戦争の反省から一国だけの民族主義を採用した。これが単一民族国家である。この単一民族思想は裏を返すと、他者(外国籍者)は排除する論理になってゆく。これは国際化が進むと同時に目立つようになってくる。日本人は日本人の血を持った、日本民族だけの国という思想である。しかし現実には多くの民族的な出自(ethnicity)を持った人々が日本には生活している。この意味で、制度としての血統主義が、排他的な血統主義イデオロギーと結びつくことがあり、これが大きな問題といえる。

2. 帰化制度と地方選挙権

帰化制度は様々な書類の提出を求めている。その種類はとても多く、たとえば給料に関するものから、自宅の写真など様々である。また本国の戸籍など、なかなか手に入らないものがある。こうした帰化制度はプライバシーの侵害と指摘されることがある。

また国籍を取得するのに、約一年から一年半かかる。その間は長期の旅行に行く時には、法務局に報告しなくてはならない。そして申請中に、交通事故などを起こすと帰化が許可されないと話もある。もちろん国民を選定するためには、こういった厳しい審査が必要な場合もあう。しかし日本で生まれ育って、他の国に行ったことのない在日コリア

ンの3世、4世には無駄な制度といる。法務省の人も、ニューカマーの場合、偽装結婚をして日本国籍を取りやすくする場合があるので、審査はある程度厳しくするべきだが、在日コリアンについては実質的にはそれほど問題はないと指摘する。つまり永住者に対しては届け出によって国籍を許可する制度が必要だといえる。

また日本では現在、地方選挙権を永住者に付与するかどうか、国会で議論されている。これは日本で外国籍のまま、日本社会で生きていきたいと感じる人々の主張といえる。韓国ではすでに外国人の地方選挙権を認めた。また欧米の一部の地域でも、認めているところがある。もし日本国籍取得の制度を今後も厳しくするのであれば、政治的な権利は積極的に保障されるべきだといえる。

3. 無国籍と重国籍

そのほか、日本には約1,500人から2,000人ほど無国籍の人がいます。これは法律上の無国籍と事実上の無国籍がある。前者は国が崩壊した場合など、また後者は国際的な問題として国として認めていない場所に所属している人がいる。これらの人々にいかに在留資格を与えてゆくかが問題となっている。

同時に日本には約70万人の重国籍者が存在します。そのうち約50万人近くは、将来国籍を選択しなくてはならない。しかし国際結婚やグローバル化が進んでいる現在、なかなか国籍を選択することは難しい。日本は国籍選択を義務としていますが、実際にはなかなか国籍を自ら選択する人はいない。そのため、今後も重国籍者は増加すると思われる。今後そういった人々が増えたときに、はたして必ず国籍を選択させることが可能なのか、大きな問題といえる。

ちなみに報告者は小さいころアメリカで生まれた。そのため日本とア

アメリカの重国籍者である。2010年3月に合衆国のパスポートを37年ぶりに再取得した。今度はアメリカ市民として、合衆国に行ってみたいと思っている。

VII. 文化ナショナリズムと経済ナショナリズム

これまでの内容をまとめるならば、日本の国籍制度はとても閉鎖的だといえる。私はこれからの日本は、様々な国の人々がやってくると考えている。特に近隣のアジア諸国とは、経済的な連携も含め、交流が不可欠である。現在日本は少子高齢化社会を向かいつつあり、若い世代の労働力が今後決定的に不足する。そのため、今日本では外国籍者の人を積極的に受け入れようという議論が登場しています。もっとも進歩的な意見は、日本を移民国家に変えてゆくものである。これを「経済ナショナリズム」と呼ぶことができる。日本の国力を上げてゆくために移民を導入するという議論です。

これに対し、外国人嫌悪も根強く残っている。これは日本が戦後単一民族国家をつくってきた弊害でもある。異質なものを嫌うのはどの国でもあることかもしれない。特に移民は第二、第三世代まではホスト国で差別されると聞く。そして日本も例外ではないだろう。こうした反外国人の主張は、文化的な同一性を強く求めるという意味で、「文化ナショナリズム」と呼べる。

日本の国籍制度の変更もしくは維持は、この経済ナショナリズムと文化ナショナリズムのどちらの主張が強くなるかによって変化してゆくと思われる。いずれにせよ現在の日本は、今後どのような国家を目指すかによって、外国籍者に対し開放的になるか、閉鎖的になるかが決定してゆく。そしてその方向性が日本の国籍制度を決定してゆくのは間違いない。

VIII. まとめ

日本人というネーションnationは現在、日本人の血を持ち、日本の国籍を持つ人と思われている。しかし、「日本人」とはアイヌ民族(北海道)、沖縄の人、そして在日コリアンといった様々な民族性ethnicityを持つ人で構成されている。

報告者の希望は将来日本人が、アイヌ系日本人、コリア系日本人、ブラジル系日本人など様々な出自を持つ人々によって構成されるネーションになってほしいと願っている。そのような願いを考えることは、同時に国籍について考えることだといえる。

また国籍とは人間にとって、「包括的な市民権full citizenship」であると同時に、「成員資格membership」でもある。そのため、国籍を考えることは将来の国民とは誰かを考えることにつながり、同時に国家の将来を考えることにつながる。そしてそのことは、グローバル化された国際社会における、それぞれの国役割を考えることにもなる。そのため私は今後、国籍を通じて、国家、ネーション、ナショナリズムといったものを考えてゆきたいと思っている。

以上で私の報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

(투고일 2009년 12월 10일, 심사일 2010년 1월 5일, 게재확정일 2010년 1월 12일)

Key Words: 日本の国籍制度, 父系優先血統主義, 両系血統主義, 在日コリアン, 一部生地主義, 外国籍者

[국문초록]

일본의 국적제도와 그 문제점

-일본에 있어서의 외국인·이민 정책의 시점으로부터-

佐々木 てる(Sasaki Teru)*

일본에는 많은 재일한국인이 생활하고 있다. 그들은 1900년 초에 일본에 이주해서 전쟁 후에도 일본에 계속 머물렀던 사람들과 그 자손들이다. 지금 그들의 대부분은 국적을 한국으로 할지 일본으로 할지 고민하고 있다. 그도 그럴 것이 주체성과 민족적인 자긍심은 한반도 출신이라는 것에서 나오며, 동시에 일본사회에서 생활하고 있기 때문이다.

일본 국적을 취득하기 위해서는 두 가지의 방법이 있다. 첫 번째가 출생에 의한 국적취득이며, 다른 하나가 후천적으로 국적을 취득하는 방법, 다시 말해 귀화(naturalization)라고 하는 것이다. 출생에 의한 국적 취득은 중국이나 한국과 같이 혈통주의를 채택하고 있다. 하지만 일본의 경우는 1985년부터 부계우선혈통주의에서 양계혈통주의로 바뀌었다. 변경한 이유는 제일 첫 번째로 부계우선혈통주의가 남녀차별이라는 의견이 있었기 때문이다.

이러한 일본의 국적제도가 현재 가지고 있는 문제가 있다. 일본에서는 이민정책이 없다. 다시 말해 외국인을 이민으로는 인정하지 않고 있다. 처음 일본은 「외국인(노동자)정책」을 생각하게 되었다. 그리고 현재까지 일본에서는 「외국인(노동자)」를 어떻게 받아들일 것인지를 생각하고 있다. 최근에 외국인을 이민자로서 받아들일지에 대한 논의가 나오기 시작하고 있다. 요컨대 「외국인」으로서 어디까지나 일반적인 손님으

* 와세다대학 문화사회연구소 객원연구원

로써 받아들일 것인가, 아니면 향후의 국민으로써 받아들여갈 것인지의 논의가 되고 있다.

일본의 국적제도는 매우 폐쇄적이라고 생각한다. 현재의 일본은 향후 어떠한 국가를 만들어 갈 것인가에 따라 외국적자에 대해 개방적일지, 폐쇄적인지를 결정해 나갈 것이다. 그리고 그 방향성이 일본의 국적제도를 결정해 나갈 것이다.

국적이란 인간에 있어서 「포괄적인 시민권(full citizenship)」인 것과 동시에, 「성인자격(membership)」이기도 하다. 그렇기 때문에 국적을 생각한다는 것은 장래의 국민이란 누구인가를 생각하는 것에 연결됨과 동시에 국가의 장래를 생각하는 것에 연결된다. 그리고 그러한 것은 글로벌화 된 국제사회에 있어서 각각의 나라의 역할을 생각하는 것이다. 그렇기 때문에 앞으로도 국적을 통해 국가, 네이션, 내셔널리즘 등을 생각해 나가고 싶다.

주제어 : 일본의 국적제도, 부계우선혈통주의, 양계혈통주의, 재일한국인, 일부 출생지주의, 외국국적자